

市府民税、軽自動車税(ミニバイクなど)、償却資産の申告など

●市・府民税の申告について

平成 30 年度の市・府民税の申告を受け付けます。郵送による提出も可能です。(市・府民税の申告書が届いた方は、同封のしおりを封筒としてご利用いただけます。)

[受付期間] 2月16日(金)～3月15日(木) ※(土)を除く 9:30～12:00、13:00～16:30

[受付会場] 市役所本館 1階ロビー [郵送先] 羽曳野市役所 税務課市民税担当宛

- ① 申告に必要な書類等を必ずご持参ください。(例) 給与の源泉徴収票、年金の源泉徴収票、生命保険の控除証明等
- ② 医療費の申告をされる方について 合計額計算及び明細書のご準備をお願いします。

市・府民税に関連した各種証明書発行や、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証などの交付、介護保険料・保育園及び幼稚園の保育料の算定などに申告が必要です。

また、申告書が届いた方で平成 29 年中に無職、無収入の人も申告にご協力ください。

ご自分で作成された確定申告書は、市・府民税の申告期間中、市役所本庁 1 階ロビーの受付会場でお預かりし、富田林税務署へお届けします。

◆申告しなければならない人◆

本市在住(平成 30 年 1 月 1 日現在)で、平成 29 年中において次の要件に該当する人。

- ・営業、農業などの事業を営んでいる人
- ・大工、左官などの日雇いで所得のあった人
- ・生命保険、集金などの外交員で報酬のあった人
- ・家賃、地代などの所得があった人
- ・給与所得者で
- ・公的年金受給者で
- ①勤務先から給与支払報告書が提出されていない人
- ①年金以外の所得があった人
- ②給与以外の所得があった人
- ②各種所得控除を受けようとする人
- ③ 2 箇所以上からの給与の支払を受けていた人

※税務署の確定申告を必要とする人や勤務先から給与支払報告書が提出されている人、ふるさと納税のワンストップ特例制度を適用されている人は必要ありません。

※ワンストップ特例制度を適用されている場合であっても、医療費等があり、確定申告を行う場合は、ふるさと納税寄附分(ワンストップも含む)も併せて申告をする必要があります。

羽曳野市ウェブサイトより個人住民税の市・府民税申告書が作成できます。

羽曳野市ウェブサイトにて申告書の作成及び住民税の試算、ふるさと納税(寄附金控除)の試算を行うことができます。作成された申告書に必要な事項を補記していただき、必要書類とともに郵送または持参いただくと、市・府民税申告を行うことができます。申告を行われる方はぜひご利用ください。

羽曳野市 税額シミュレーション で検索

市・府民税申告書について

平成 29 年度に市・府民税の申告をされた方を対象に、平成 30 年度市・府民税申告書を順次発送いたします。

前年の市・府民税申告がなく平成 30 年度市・府民税申告を希望される方は、次の方法で申告書を取得してください。

- 税務課窓口、支所または申告会場へ来庁
- 羽曳野市ウェブサイトより申告書をプリントアウト
- 郵送 ※郵送をご希望の方は、お問い合わせください。

<問合せ> 税務課 市民税担当 ☎ 072-958-1111 内線 1520・1530・1580

●償却資産の申告はお済みですか? = 平成 30 年度 申告書提出期限 … 平成 30 年 1 月 31 日(水) =

償却資産の所有者で、申告書が未提出の方は、早急に提出してください。

<問合せ> 税務課 固定資産税担当 ☎ 072-958-1111 内線 1550・1551

●ミニバイクなどの異動申告

軽自動車税は、4月1日現在登録されている所有者(使用者)に課税されます。バイクや軽自動車などを廃車や譲渡したり、所有者が転出したりするときは、表の区分により手続きしてください。(4月2日以降の廃車や譲渡には平成 30 年度の軽自動車税がかかります。ご注意ください。)

なお、3月下旬は窓口が大変混雑することが予想されますので、廃車などの手続きは比較的空いている3月中旬までにお済ませください。

| 申告区分 | 受付場所 | 必要な書類など |
|----------------|--|--|
| 原動機付自転車(ミニバイク) | 市役所税務課(8番窓口) | 販売証明書または申告済証・ナンバープレート・印鑑(名義変更の場合、新・旧)・届出者の本人確認書類(免許証等)・委任状(所有者と同居でない方が来庁される場合) |
| 軽二輪 小型二輪など | 近畿運輸局 大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所 (和泉市上代町官有地) ☎ 050-5540-2060 | 検査証または届出済証、ナンバープレート、印鑑、住民票、自賠責保険証明書など ※詳しくは左記事務所にてご確認ください |
| 軽自動車 | 軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所 (和泉市伏屋町1丁目13番3号) ☎ 050-3816-1842 | 検査証、ナンバープレート、印鑑、住民票など ※詳しくは左記事務所にてご確認ください |

※一部の三輪・四輪の軽自動車は、平成 30 年度から税率が変わります。詳しくは、市ウェブサイトをご確認ください。

◆ミニバイクなどの盗難にあった場合は、ただちに警察署へ盗難届を出すとともに、市役所税務課にも届け出てください。

<問合せ> 税務課 総務担当 ☎ 072-958-1111 内線 1570・1571